

課外活動に参加される学生の皆様へ

学生センター

12月1日（火）以降の課外活動の取り扱いについて【活動段階Ⅱ】（11月25日更新）

12月1日（火）以降の課外活動の取り扱いについては、引き続き、「11月9日（月）以降の課外活動の取り扱いについて【活動段階Ⅱ】（10月29日更新）」を維持します。

課外活動に参加される皆さまにおかれましては、先般お知らせしました『【重要】新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた注意喚起について』に記載の順守事項を徹底した上で活動してください。

連盟等の判断により公式戦等の予定が決まっている場合は、個別に対応しますので学生センターに相談するようにしてください。

また、高槻キャンパス、堺キャンパス、高槻ミュージックキャンパスにおける課外活動については、各キャンパス独自の取り扱いを設けていますので、各キャンパスを活動拠点にしていた団体が活動を行う場合は、所管窓口にお問い合わせください。

体育会各部及び応援団の活動の取り扱いについては、スポーツ振興グループのホームページを確認してください。

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、日々更新されることから、本学の対応も状況に応じて変化します。課外活動に関する今後の対応については、インフォメーションシステム等で最新情報を発信しますので、適宜確認するようにしてください。

記

【活動段階Ⅰ～Ⅲにおける活動の目安】

人数の制限、時間の制限、活動内容によって活動の可否、使用可能な施設等、
情勢を踏まえて段階的に緩和を試みます。



※活動段階ごとの具体的な取り扱い、段階を移行するタイミングについては、状況に応じて学生センターで適宜判断する。

※公式戦等の予定が決まっている団体については、学生センターに相談すること。

1 活動段階Ⅱの取り扱いについて

(1) 対象期間 12月1日(火)～1月31日(日)

※冬季休業期間(12月27日～1月6日)は学内外を問わず活動を認めない

活動場所	対象施設	活動時間	許可する活動
千里山キャンパス内	＊凜風館ミーティングルーム(75) ＊ミーティングルーム大(50) ミーティングルーム小(25) 凜風館和室(10) 凜風館小ホール(25) 誠之館2号館多目的会議室(50) 誠之館3号館新館会議室(25) KUシンフォニーホール <観客席を除く>(40) 有鄰館多目的ホール(50) 有鄰館学生生活支援グループ専用会議室(4) 文化会・学術研究会本部管轄施設 ・上記カッコ内は施設の最大上限人数(最大上限人数は収容定員の半数以下に設定)	【月～土・祝日授業日】 9:00～20:00 【日・祝】 9:00～17:00 ※延長は認めない ※12/26は17時閉館	感染症対策を講じた上で、活動内容等を制限した一部活動。 ただし、密集を避けるため、 <u>できるだけ少人数による最小限・短時間の活動</u> とすること。 ※活動内容によって、活動人数を制限する場合や活動場所の変更を求める場合がある。
	次の課外活動施設の最大上限人数については一律 4名 とする。 ・部室(4) ・誠之館・有鄰館会議室(文化会・学術研究会本部管轄施設を除く)(4) ・有鄰館音楽練習室3～10(4) ・その他、施設使用上の詳細なルールについては、下記2の順守事項を参照すること。	【月・火・木・金】 9:00～19:00 【水】 9:00～18:00 【土・祝日授業日】 9:00～17:00 【日・祝】 使用不可 ※延長は認めない	感染症対策を講じた上で、活動内容等を制限した一部活動。 ただし、密集を避けるため、施設内で活動できる最大上限人数は4名とし、かつ、 <u>1人あたり1日2時間以内とすること。</u> ※活動内容によって、活動人数を制限する場合や活動場所の変更を求める場合がある。
千里山キャンパス外	借用する施設の制限は行わないが施設管理者が定める使用上のルール等を順守すること。	【月～土・祝日授業日】 9:00～20:00 【日・祝】 9:00～17:00	感染症対策を講じた上で、活動内容等を制限した一部活動。 ただし、密集を避けるため、 <u>できるだけ少人数による最小限・短時間の活動</u> とすること。 ※活動内容によって、活動人数を制限する場合や活動場所の変更を求める場合がある。

(注)・備品の貸与については、使用団体で消毒を行うことを前提に許可する。

- ・課外活動参加者に新型コロナウイルス感染者が出た場合は、対象施設の使用を中止する場合がある。
- ・施設使用上のルール及び下記「2 活動段階Ⅱにおける順守事項について」を順守しない団体があった場合は、当該団体の活動を停止する。

<許可しない活動>

- ① 部員同士が密集する活動、部員同士が接触・密接する活動、部員同士が近距離となる活動
- ② 学外団体との練習試合・交流会(宿泊または食事を伴わないものであっても)
- ③ 合宿及び宿泊を伴う活動
- ④ 集客を伴う自主開催行事

※④について、関係者(部員、部員の保護者)のみの集客であり、集客人数も含めて十分な感染症対策を講じられると判断した事業に限り、認める場合がある。

2 活動段階Ⅱにおける順守事項について

(1) 活動条件

ア 体調管理の徹底

- ・毎日自宅で体温計測を実施すること。
- ・軽度であっても発熱・咳・倦怠感・鼻水・咽頭痛・体調不良者は活動に参加しないこと。

イ 衛生管理の徹底

- ・活動中のみならず、キャンパス内の移動及び公共交通機関利用の際もマスクを着用すること。

ただし、マスク着用下での活動は、酸素不足や熱中症のリスクもあるため、屋外での活動で十分な距離が確保される時や、屋内でもマスク着用のため息苦しくなるなどあれば、十分な対人距離を確保した上でマスクを外し呼吸するなど臨機応変な対応を行うこと。

- ・部室、更衣室においてもマスクを着用し会話は控えること。
- ・咳エチケット、手洗い、うがい、アルコール消毒の徹底
- ・施設入館時の手指の消毒

ウ 室内環境の管理 ※キャンパス外施設を利用する場合は、当該施設管理者の定めたルールに従うこと。

- ・室内換気の徹底

①換気扇が設置されている施設については、常時換気扇を稼働させておくこと。

②常時、扉・窓を開放させておくこと。

(楽器を演奏する活動の場合に限り、演奏中は扉・窓を閉めることとするが、必ず30分に1回10分間以上の換気を行うこと)

- ・施設使用後、換気を行った上で使用備品及び汗や飛沫が付着した場所の消毒を徹底すること。
- ・活動中に発生したゴミは、人が触れないように必ずビニール袋等で封をして処理をすること。

エ その他の留意事項

- ・3密（密閉・密集・密接）回避を徹底すること。
- ・対人距離（少なくとも1m以上）を確保すること。また、強度の高い活動においては必然的に呼吸が激しくなるため、より一層の身体的距離を確保すること。
- ・大きな声を出す行為（会話や歌唱）は控えること。
- ・関係団体、連盟、協会等が新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインを作成している場合は、当該ガイドラインにも従い活動すること。
- ・部室及び共用施設で軽食を含む食事等の喫食（お菓子を含む）は厳禁とする。なお、熱中症対策のための水分補給は必要に応じて行うこと。ただし、ボトルの回し飲みは行わないこと。
- ・人数の多寡及び酒類の提供の有無にかかわらず懇親会の場、深夜におよぶ飲食の場（自宅も含む）に参加しないこと。また、夜間の繁華街へ出歩く行動は慎むこと。
- ・課外活動の一環としての食事会については、少人数であっても行わないこと。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を登録すること。
- ・課外活動への参加の強要又は不参加に伴う不利益な取り扱いをしないこと。
- ・新型コロナウイルス感染者が日常的に発生している地域より帰阪した者は活動参加を自粛するなど、感染拡大防止に努めること。
- ・部内で感染者又は濃厚接触者が出た場合は、速やかに所管窓口へ報告すること。
- ・利用する施設や各都道府県の指示、要請を順守すること。

(2) 必要な手続き

ア 感染症対策計画書の提出

- ・これまでに活動許可を得た場合であっても、感染症対策計画書を作成し、所管窓口にて活動の許可を得ること。なお、キャンパス外施設を使用する際は、利用施設の順守事項を併せて提出すること。
- ・場合によっては、認めることとしている「集客を伴う自主開催行事」については、実施許可までに時間を要するため、計画書を作成の上、余裕をもって窓口へ相談すること。内容及び相談の時期によっては、認められない場合があることをご理解ください。
- ・部室、誠之館・有鄰館会議室を使用する際も、感染症対策計画書を提出の上、活動許可を得ること。

イ 千里山キャンパス施設予約会（団体の入れ替え時には、30分間確保すること）

- ・施設予約会日程表に基づき施設予約会を実施する。

ウ チェックシート及び参加者名簿の提出 ※別紙を参照

- ・活動する上での順守事項を確認し、すべての項目の条件を満たすこと。
- ・参加者氏名及び参加者全員の当日の体温を記入すること。
- ・活動当日、開始前に下記の提出先に提出すること。

【チェックシート及び参加者名簿の提出先】

利用施設	提出先
凜風館ミーティングルーム 凜風館和室 凜風館小ホール 誠之館2号館多目的会議室	学生生活支援グループ ※窓口閉室時は誠之館3号館新館管理人室に提出すること。
誠之館3号館新館会議室 KUシンフォニーホール 有鄰館多目的ホール 有鄰館学生生活支援グループ専用会議室 有鄰館音楽練習室10 部室 誠之館・有鄰館会議室 文化会・学術研究会本部管轄施設	誠之館3号館新館管理人室
千里山キャンパス外施設	学生生活支援グループ<gakusei@ml.kandai.jp> ※メールにて活動当日、開始前に提出すること

エ 事業届の提出

- ・学外での事業は2週間前まで、学内での事業は1週間前までに代表者印・顧問印を押印の上、学生生活支援グループ窓口提出すること。
- ・部室、誠之館・有鄰館会議室（文化会・学術研究会本部所管の会議室を除く）で活動する際は、提出不要とする。

以上

【問い合わせ（所管窓口）】

- ・ 文化会、学術研究会、準登録団体、同好会 ⇒ （千里山）学生生活支援グループ
単独パート（放送研究会） ⇒ （高槻）高槻キャンパス事務グループ
（ミューズ）高槻ミューズキャンパス事務グループ
（堺）堺キャンパス事務室
- ・ ボランティア学生スタッフ、ピア・コミュニティ ⇒ ボランティア活動支援グループ
- ・ 体育会、単独パート（応援団） ⇒ スポーツ振興グループ

課外活動に参加される学生の皆様へ

学生センター

【重要】新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた注意喚起について

現在、大阪府を含め全国的に新型コロナウイルス感染症が急速に拡大しています。このような状況を受けて、課外活動に参加される皆様におかれましては、あらためて現段階【活動段階Ⅱ】における順守事項を徹底のうえ、特に以下の事項については、注意するようにしてください。

1 マスク着用の徹底と感染防止対策

- ・活動中のみならず、キャンパス内の移動及び公共交通機関利用の際もマスクを着用すること。
- ・活動中、やむを得ず、呼気が激しくなる活動等マスクを外す場合は、対人距離の確保や換気を励行し、活動終了後は、速やかにマスクを着用すること。
- ・部室、更衣室においてもマスクを着用し会話は控えること。
- ・毎日、体温計測を行い、軽度であっても発熱、咳、倦怠感、鼻水、咽頭痛、体調不良者は活動に参加しないこと。
- ・咳エチケット、手洗い、うがい、アルコール消毒を徹底すること。

2 部室及び共用施設における感染防止対策

- ・対人距離（少なくとも1m以上）を確保し、3密（密閉・密集・密接）回避を徹底すること。
- ・部室及び共用施設で軽食を含む食事等の喫食（お菓子も含む）は厳禁とする。また、活動時の飲料について、回し飲みやボトルの共用は行わないこと。
- ・常時、扉や窓を開放させ、換気を徹底すること。（換気扇がある場合は、常時稼働すること。）
- ・施設使用後は、使い捨ての手袋等にて汗や飛沫が付着した使用備品等を消毒すること。
- ・部室、更衣室（シャワー室含む）は、3密になりやすいので、更衣及び物品搬入出のみに限る短時間の利用とし、長時間滞在は避けること。
- ・大きな声を出す行為（会話や歌唱）は控えること。

3 その他の順守事項

- ・人数の多寡及び酒類の提供の有無にかかわらず懇親会の場、深夜におよぶ飲食の場（自宅も含む）に参加しないこと。また、夜間の繁華街へ出歩く行動は慎むこと。
- ・課外活動への参加の強要又は不参加に伴う不利益な取り扱いを行わないこと。

以上の内容を十分に理解し、関大生としての自覚を持ち行動することを強く望みます。

なお、上記事項を順守しない団体は、当該団体の活動を停止します。

また、今後、万が一にも複数団体にわたって集団感染（クラスター）が発生した場合には、公式戦の有無や活動場所等を問わず、状況により課外活動全体を禁止とする措置を取らざるを得ない可能性もあることを念頭に置いて、活動してください。

以 上